

■障害者プランの進捗状況に対する御意見等について

資料1

項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
項目①: 【資料1】 「滋賀県障害者プランの進捗状況について」	1頁 ・基本目標のサービス自己評価(「一とともに暮らす」)については、経営主体(社福、NPO、株式)ごとの実施率も提示すべきではないか。同じ業界でも叱咤激励するためにも。	御意見を踏まえ、検討いたします。
	1頁 ・「二とともに学ぶ」について、数値目標が「ともに学ぶ」という目標内容にそぐわない	御意見を踏まえ、次期プラン策定の際に検討いたします。
	1頁 ・基本目標の「ともに学ぶ」目標値がH30年度となっているが、障害者プランの目標年度(令和2年度)に合わせられないのか。今が無理なら次回のプラン策定では、障害者プランの目標年度にするべきではないか。	当項目の目標年次は県の特別支援教育ビジョンとの整合を図るため平成30年度を目標年度に定めるところです。 御意見を踏まえ、次期プラン策定の際に検討いたします。
	1頁 ・基本目標の「ともに働く」で、平均工賃3万以上が30%の目標達成は難しそうだが、3万円以上の事業所のハウツウを学ぶ必要があるのではないか	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。
	・2024年の国スポ、障スポを当県で開催するに当たり各種県大会の参加者が減少傾向を食い止めることが言うまでもないが、このことは市町の取組や意識の無さを表していると思う。 【資料1】 スポーツを通して障害の理解を深め、共生社会を目指していく観点から、障スポ競技開催市町に早くからその競技を紹介、体験をしてもらうことが大事ではないか。	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、両大会が障害への理解を深め、すべての人がともに支えあう社会を築くことにつながるよう、引き続き県および開催市町が連携し、啓発活動等を進めてまいります。
	・2024年の国体・全スポを控え障害者のスポーツ人口の増加を目標とするのであれば、年1回のスペシャルスポーツカーニバルよりも地域の身近なスポーツ施設で気軽に身体を動かせる小さなスポーツイベントを回数行う事も推進に繋がるのではなか。	現在、障害のある方が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブでスポーツ教室を開催する他、県障害者スポーツ協会では障害のある方が身近で気軽に楽しめる「スポーツの広場」を開催しています。御意見を踏まえ、障害者スポーツ人口の増加に向けた取り組みを検討してまいります。
	1頁 ・「四とともに活動する」について、目標に対して指標内容がそぐわない。	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。
	1頁 ・「五共生のまちづくり」の「手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数」の達成率が低い。 6頁 ・「手話通訳者・要約筆記者養成研修事業」、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」をもっと大幅に増やすべき。	・現プランの目標値は実績の伸び率から設定しましたが、その後の実績の伸び率が低くなったため、目標値を大きく下回る状況です。次期プランの策定にあたっては、伸び率が低くなった要因の分析を行うとともに、どのような指標を設定するのが適切か、検討してまいります。 ・次期プランでの目標値が達成できるよう、研修事業の充実に取り組んでまいります。
	2頁 成果目標 ・1①②の数値目標が低い。1③は削減目標にすべき。	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。

項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
項目①: 【資料1】 「滋賀県障害者プランの進捗状況について」	2頁 ・福祉計画部分の1-①福祉施設から地域生活への移行、1-②県外福祉施設から県内の地域生活への転居移行、4 地域生活支援拠点等の整備が、特に遅れている状況です。何が推進を阻むのかを検討し、推進して頂きたい。	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。
	2頁 ・成果目標の1、望む地域生活の実現の①入所施設から地域移行者が8名と増えているが、そのハウツウを共通理解する必要がある。同じく②の県外入所から県内に異動された4名についてもその移動場所や経過を明らかにすることで今後の対応策も浮かび上がるのではないかと。	御意見を踏まえ、各事例の情報収集に努め、具体的な事例として共有することで、他での取組みにつなげられないか、検討を行います。
	2頁 成果目標 ・2①について、質的目標も言及すべき。	御意見を踏まえ次期プランの策定に取り組んでまいります。
	2頁 ・成果目標の5、働きたいという願い実現②③どうして就労移行支援事業所の利用者数や就職率が減ったのでしょうか。東近江圏域でも就労移行支援事業所の利用者定員がたくさん空いている状況があります。養護学校卒業生が一般企業就労やA型事業所希望者が増えているからでしょうか、分析が必要。	御指摘を踏まえ事業所の状況の把握や分析を行い、次期プランの策定に取り組んでまいります。
	2頁 ・成果目標5④について、数値目標が減少している。 ・活動指標5①②の数値目標が低い。	・目標の設定にあたり、国の指針では5割以上とされていますが、本県の実績を踏まえ、4割以上としました。 ・指標①について、国の指針(H28実績の1.5倍)に沿った目標設定としています。また、指標②について、国の指針(H28年度比で2割以上増加)に対し、実績を踏まえ約4割増で目標設定しています。
	3頁 ・1の①「切れ目のない支援の提供」とは	ライフステージが変わる時期においても、関係機関が相互に連携することにより、途切れることなく支援を実施することと捉えています。
	3頁 ・1③「訓練」という言葉が医学モデル的である。	本人の障害特性等を理解したうえで、環境調整と共に、本人が本来持っている力を引き出すための訓練は、生活支援や就労支援に含まれる一つの要素と考えます。
	3頁 ・2の「主な成果」について、実雇用率を提示すべきである。	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。
	3頁 ・2の①「職場の定着およびこれに伴う日常生活の支援」について、支援員一人当たりの支援者数、および圏域ごとの特徴は	一人当たりの支援者数は50人～70人となっています。大津圏域、湖南圏域など人口が多い圏域で、一人あたりの支援者数が多くなっています。
	3頁 2. 「障害のある人への就労支援の促進」に関して、成果として支援実績を上げているが、併せて障害者雇用率の達成状況等との比較・分析があるとより分かりやすいと感じる。	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。
3頁 ・3の①「支援体制の充実を図ることができた」とは、具体的に何が充実したのか	現状では、計画どおりに各種研修を実施し、専門的支援を行える人材を養成できたことをもって、支援体制の充実と考えております。	

項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
項目①: 【資料1】 「滋賀県障害者プランの進捗状況について」	4頁 ・4. 精神障害のある人への支援…②1年以上の長期入院患者がH29年度からH30年度で21人減った。その方たちの日中の場と暮らしの場がどこになったのか、退院までのハウツウを共有することが今後の退院促進になると思うので、行き場所とハウツウを明らかにしてもらいたい。	圏域によっては、事例検討を通じて情報共有を図っております。 今後、御意見を踏まえて、次期プランの策定に取り組んでまいります。
	4頁 ・5③⑤の成果がインクルーシブ的でない。	③個別の指導計画及び教育支援計画の作成は、本人の障害特性に応じた教育を実施するために必要な取組と考えています。 ⑤ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
	4頁 ・5インクルーシブ教育は、排除のない教育環境、教育の場づくりという意味も持つと考ええると、地域の学校や特別支援学校で学ぶ障害のある児童、生徒にとって、学校の(学校生活の)何が変わったのだろうか	インクルーシブ教育推進のための取組を強化することで、障害のある子どもが、地域の小中高等学校で安心して学校生活を送ることができるようになったり、特別支援学校の子どもが小中高等学校の子どもと交流したりする機会が増え、互いの理解が深まるといった効果がありました。
	4頁 ・7②主な実績「スーパーバイザー」については、質が問題である。 ・7②「専門性」だけでなく、当事者性も大切にすべき。	スーパーバイザーの取組の評価および向上については今後検討してまいります。 当事者性についてはご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
	5頁 ・8主な実績「軽スポーツ教室」について、訓練的な要素ではなく余暇活動的な要素を大切にすべき。	軽スポーツはレクリエーションスポーツの意味合いがあり、余暇活動的な要素が含まれております。
	5頁 ・10. 共生社会づくり…相談件数が半年で58件と大幅に増えたことはとても喜ばしい事である。しかし、当事者の調査によると「共生社会づくり条例」を知っている方が15%以下ということを見ると、もっと周知徹底していく必要があるだろう。	御意見を踏まえ、条例の周知に努めてまいります。
	6頁 ・地域生活支援事業の手話通訳要約筆記派遣事業や盲ろう者通訳介助派遣事業が見込み量をオーバー(もしくは近づいている)のに、養成研修の修了者が目標の1/2や1/4になっていることに、当事者なら不安を感じるのではないだろうか。養成研修事業の今後の在り方を吟味する必要があるのでないか。	御意見を踏まえ、次期プランの策定および今後の事業実施に取り組んでまいります。
	・数値実績に視覚障害者のガイドヘルパー利用数とか情報収集の手段である図書の利用数とか、手段のパソコンのサポーター利用数が掲載されていないのか。	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。
	・障害者の増加傾向の中、障害の重度化・高齢化など課題が多い所、目標値を明確に掲げ取り組んできた事は、評価すべき事であるが、目標数値には届きそうにない指標については、次期プランでは、目標数値の設定から見直し、さらなる推進アップを図って頂きたい。	御意見を踏まえ、プランの策定に取り組んでまいります。

項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
項目②: その他参考資料等 に対する 意見等	<p>■参考資料1 ・評価の仕方について、セオリー評価、インパクト評価については、やるべきと思うが、お互いの評価の関連性が十分理解できていないし、「指標」については「数値目標」がくるのか。基本目標、成果目標、活動指標等あまりにも各項目ごとでも評価する目標が細切れになっていて、どれがどのように関連付けられているのかがとても分かりづらいので、もう少しわかりやすく整理していただきたい。</p>	<p>小委員会での詳細な議論に向けて検討いたします。</p>
	<p>■参考資料1 15頁 ①グループホームの整備促進 ・グループホームは地域における住まいの場とは言えず、小さな施設との評価もあり、具体的施策として提示するのは望ましくない。</p>	<p>グループホームは民間住宅、公営住宅等と共に、本人が選択できる住まいの場の一つとして位置づけています。</p>
	<p>■参考資料1 15頁 ④移動支援の推進 ・公共交通機関の充実についても言及すべき。</p>	<p>5. 共生のまちづくり オ 福祉のまちづくり のなかで述べられています。</p>
	<p>■参考資料1 16頁 ⑧施設のバリアフリー強化等の推進 ・施設の建て替えを是認するかのような表現はすべきではない。</p>	<p>地域生活移行の促進は基本的方向性ですが、現在、入所施設等で生活されている方々の安全で安心な暮らしを支えるための施策です。</p>
	<p>■参考資料1 16頁 ①身近な相談支援機能の充実 ・セルフプランにも言及すべき</p>	<p>セルフプランへの支援を行うことも相談支援の役割の一つであると考えます。御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>■参考資料1 16頁 ⑥地域自立支援協議会を活用した支援の推進 ・一貫した支援は一見すると良いが、最初に間違ったアセスメントをしてしまうと、すべてが間違った支援につながる危険がある。</p>	<p>支援はアセスメントを繰り返し行うことで、障害当事者の意向を踏まえて、より適切なものに見直されるものです。一貫したという表現は、ライフステージごとに主となる支援機関や支援者が代わることで、支援が分断されないようにすることを目指しているものです。</p>
	<p>■参考資料1 17, 18頁 ④教職員の資質向上、①交流および共同学習の推進による理解促進 ・「交流学习」など分離学習を前提とする表現は問題である。「ともに学びあう」など、条例に則した表現にすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。</p>
	<p>■参考資料1 17, 18頁 2ともに学ぶ(あるべき姿) ・「インクルーシブ教育システム」の「システム」を削除すべき。</p>	<p>インクルーシブ教育システムは障害者権利条約でも示されている用語です。そのため、文科省および滋賀県教育委員会でも同様に使用しております。</p>
	<p>■参考資料1 19頁 ④障害特性に応じた就労支援 ・条例に則して「能力」を「意向」と書き換えるべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。</p>
	<p>■参考資料1 21頁 ①～⑤ ・医学モデル的である。余暇活動的な観点の内容も盛り込むべき。</p>	<p>競技スポーツの環境整備を求めるニーズへの取組および身近な地域で軽スポーツなどのレクリエーションを気軽に楽しめる環境整備の取組をともに実施しております。</p>
<p>■参考資料1 22頁 ①本人活動の支援 ・「本人活動」→「当事者活動」と書き換えるべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。</p>	

項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
項目②: その他参 考資料等 に対する 意見等	<p>■参考資料1 23頁 ②糸賀思想の普及啓発の推進 ・この施策を書き込む意味が理解できない。</p>	<p>共生社会づくりの思想に通じる取組を戦後の混乱期に行ってきた糸賀氏等の考え方や実践について学ぶことは、今後の滋賀県における障害者福祉の取組をより良いものとしていくことに、非常に有益であると考えております。</p>
	<p>■参考資料1 23頁 ④多彩な人権啓発の実施 ・「ふれあい型啓発」→表現が慈善的である。</p>	<p>御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。</p>
	<p>■参考資料1 23頁 ⑤「地域福祉権利擁護事業」 ・この施策をこの分野に置くのはそぐわない。</p>	<p>御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>■参考資料1 24頁 ⑥成年後見制度の利用促進 ・「利用促進」→条例の考え方にそぐわない表現のため改めるべき。</p>	<p>全ての障害者に一律的に利用を促進するという意味ではありません。支援を必要とする方への啓発と利用の促進に取り組むものです。御意見は次期プラン策定時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>■参考資料1 30頁 ③高等養護学校への職業学科「しごと総合科」の設置 ・「ともに学ぶ」の考え方から逸脱している。</p>	<p>「ともに学ぶ」の基本的な施策の方向性には、障害の特性に応じた教育が受けられることができるような環境整備も含まれています。本取組はそれに基づき、義務教育後の職業指導等の専門教育の場として、本人が選択できる進路の充実を図るものです。</p>
	<p>■参考資料1 31, 40頁 下段①②③ ・介護保険との統合を想起させる表現である。</p>	<p>障害のある人の高齢化に伴い、ニーズに応じた適切な支援が継続して提供されるための取組です。</p>
	<p>■参考資料1 32頁 上段③ ・「アパートや」を冒頭に追記すべき。</p>	<p>現在の表記では「など」に一般住宅を含む表現となっておりますが、「アパートやグループホーム」等の表記とすることなど、次期プラン策定時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>■参考資料1 33頁 1段目① ・「指導」→表現が医学モデル的である。</p>	<p>学校教育においては、教育方法の一つとして「指導」は位置づけられています。また、個々の特性に応じて適切な教育を行うのが、特別支援教育として位置づけられています。</p>
	<p>■参考資料1 33頁 ・「発達段階に応じた」→「年齢や特性に応じた」に変更すべき。 51頁 2段目① ・「保育所等における発達段階や障害の状況に応じた」→「年齢や特性に応じた」に変更すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。</p>
	<p>■参考資料1 33頁 4段目② ・見せかけのインクルーシブ教育を追い求めるべきではない。</p>	<p>御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。</p>
	<p>■参考資料1 35頁 下段イ(施策の目標)「地域包括ケアシステムの構築(がされている)」 ・重要性が理解できない。</p>	<p>国として推し進めている共生社会づくりに向けた総合相談機能の充実と地域で支援を必要とする人を支えるための仕組みづくりについての取組となります。</p>
<p>■参考資料1 37頁 上段② ・「手話奉仕員」→「手話通訳士」に書き換えるべき。</p>	<p>手話奉仕員と手話通訳士には求められる役割の違い等があります。求められる役割や施策の方向性を明確にし、次期プランの策定に取り組んでまいります。</p>	

項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
項目②: その他参考資料等 に対する 意見等	<p>■参考資料1 41頁 (2)下段① ・精神障害者を見守りが必要なものと誤解を与える表現を改めるべき。</p>	<p>一律的に見守りが必要であることを示しているわけではありませんが、「支援を必要とする精神障害者」とするなど、次期プラン策定時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>■参考資料1 41頁 (2)下段⑤ ・グループホームを前提とする表現は問題である。</p>	<p>現在の表記では「など」に一般住宅を含む表現となっておりますが、「アパートやグループホームなど」とするなど、次期プラン策定時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>■参考資料1 42頁 下段⑤ ・「警察や消防との連携強化を図る」→時代遅れの政策である。</p>	<p>緊急的な診察、入院等が必要となる場合の、当事者や家族の安全に配慮した取組ですが、表記方法について検討するなど、次期プラン策定時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>■参考資料1 48頁 上段① ・「就業中の課題」→「意向」に変更すべき。</p>	<p>「課題」という表記については、「支援や配慮を必要とする場面や事柄」を示しているものとなりますので、表記については検討するなど次期プラン策定時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>■参考資料1 53頁 ○居住系サービス ・施設入所支援のR2年度見込み量について、増えていることは問題ではある。</p>	<p>見込み量は定員数を示しており、実績は実際の利用者の数を示しています。現行プランは定員を増員する計画とはなっていません。</p>
	<p>■参考資料1 ・最後のページに福祉計画のサービス見込み量の一覧表がありますが、全県と共に各福祉圏域ごとの一覧表も提示してください。 ざっと見るかぎりでは、日中活動系サービスでは生活介護、就労移行支援、短期入所(福祉型)が、居住系サービスのグループホームが、当事者の調査では希望があるのに、令和2年度見込み量に達しないように思います。これらの原因分析とともに、どうしたら事業所が開設できるのかの方策も次期プランの具体化の中には盛り込む必要があるのではないかと。</p>	<p>・サービス見込み量に対する令和元年度の実績についてはデータを入手次第、報告させていただきます。 ・後段については、御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。</p>
	<p>■参考資料2 ・各小委員会等プラン該当箇所の検討する項目の中で、③高齢障害の障害福祉計画1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策について、親も子も高齢になり、最近注目されている5080問題の軽減できるような施策を検討して頂きたい。高齢の親は、体力的にも精神的にも障害当事者の支援をしたくても、できない状況の中にある。福祉サービスにも条件がクリアできず使えない事も多いよう。 例として2018年4月から重度訪問介護が入院中も利用できるようになったが、最重度(区分6)の人しか使えない(他にも条件有)。全国的に見て市町村によって「入院時コミュニケーション支援事業」として独自に入院中の支援をするサービスを実施しているケースがある。障害者も高齢になると入院する事もある。親が存命でも高齢で入院時の支援ができない状況。障害のある人が望む地域生活は、親も望む地域生活であるはず。プラン該当になるかどうか不明であるが、現状をご理解いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。</p>

項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
項目②: その他参 考資料等 に対する 意見等	<p>■参考資料3</p> <p>・調査の結果について、委員会でも指摘していたことだが、回答いただいた身体障害者の方で、少なくとも70歳以上が18.5%になっている。すべての人が介護保険の対象者とは言わないが、その方たちを結果の中の分析に入れるのかどうかは吟味する必要があるのではないかと?</p>	御意見を踏まえ、次回の実態調査を実施します。
	<p>■参考資料3</p> <p>・この調査項目に自由筆記の欄があったら、その自由筆記の内容も公開してほしい。</p>	当該調査で「現在の生活において、一番困っていること」と「行政に対する要望・提案」を自由記載で回答しています。その結果についてお示しします。
	<p>■参考資料3</p> <p>・次期のプラン作成には、この調査の結果だけではなく、県社会福祉協議会の民生委員会で取り組まれた「ひきこもり」の人の実態調査なども参考にできればと思うので、資料提供をしてもらえないか。</p>	調査結果については県社協から県へ提供を受けています。公表されている資料がありますので提供することも可能です。
	<p>■参考資料3</p> <p>・広く意見を聞ける機会に回収率39%は残念。50%を目標にできれば。</p>	御意見を踏まえ、次回の実態調査を実施します。
	<p>■参考資料3</p> <p>14頁～【就業の状況】</p> <p>・(1)「就労状況」で「仕事をしていない」の割合が約半数であるが、この数値の中には、高齢により働いていない方が含まれており、実態がわかりづらい。併せて稼働年齢層に絞ったデータの表示があるとよい。</p> <p>・(1)就労状況や(5)職種について、障害種別ごとの帯グラフの表示があれば、障害特性に合わせた働き方や分野等の分析がしやすくなると感じる。</p> <p>・(6)月収3万円以下の方が多いが、障害年金は含まない数値なのか。また、児童も含まれているのか。生活実態として、わかりづらいように感じる。</p>	御意見を踏まえ、次回の実態調査を実施します。
	<p>■参考資料3</p> <p>・調査結果は貴重な資料である。そこから何を読み取るかが重要となるが、H26年と比較すると、障害のある人の地域生活のニーズに対応した施策や取組が進んでいることがわかる。</p> <p>・しかし、社会参加に関する実態は、施策の充実と異なる(相反する)点もあると思われる。全回答者の年齢分布が前回と大きく変化していないため、本人、介護者の加齢による変化とも言い切れないと考える。</p> <p>・とりわけ17頁～19頁の活動・社会参加の状況について、意見交換、分析を共有する必要がある。</p>	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。
	<p>■参考資料4</p> <p>・障害者が地域で暮らすための課題として、「障害のある人となない人が子どもの時から共に過ごせる場所や機会の充実」が挙げられており、障害のあるなしにかかわらず、地域で日頃からふれあう場が必要と感じた。</p>	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。

項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
項目②: その他参考資料等 に対する 意見等	<p>■その他</p> <p>・視覚障害も全盲だけとされていることから、ロービジョンの多種化をアピールしてほしい。制度や社会の理解を求めたい。</p> <p>視覚障害を認知し手帳を取得するまでに心理的不安があり、手帳取得しても制度等の理解に時間がかかり、せつかくの制度が生かされていない。この取組のスピード化を図ることを求めたい。</p> <p>コロナ後の社会は触れることダメ、密になることダメなど、今までの視覚障害者の生活を根底から覆すものであり、これらの対策をプラン作りに求めたい。</p> <p>駅のバリアフリー化とはエレベーターやエスカレーターの設置だけか。案内表示等は含まれているのか。</p> <p>県民や社会に訴える取組を当事者団体と行政等が共にしていけるプランも取り入れてほしい。</p>	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります。
	<p>■その他</p> <p>・今プランの実績に対する評価や次回プラン作りに、別途小委員会を設定することは理解できず、既存の協議体等での議論は必要。一方で、あまり分野ごとに細切れにならない方がよいと思うし、関連することもあるかと思うので、そのあたりは柔軟な運営が必要ではないか。また、小委員会や協議体の参加委員名を教えもらいたい。</p>	御意見を踏まえ、適切な運営に努めてまいります。また、小委員会の委員については今回お送りする名簿のとおりです。
	<p>■その他</p> <p>・今回の資料の中にはなが、旧優生保護法の救済一時金の支給等に関する法律の対象者がとても少ない。滋賀県では審査会にかかった方は282人。本人同意で手術された方も含めて387人にもいるが、いまだに審査会の相談人数は87件、申請は13人、認定は6人にすぎない。(令和2年4月末現在)。このような状況を改善するためにも、次期障害者プランには、改訂版重点施策の10の共生社会づくりの項目に、旧優生保護法に関する項目を設けてはどうか。</p>	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります
	<p>■その他</p> <p>・今回のコロナ禍の中での障害者事業所ならびに利用者・家族・職員の状況についても非常事態宣言の中で、明らかになったこと(PCR検査が受けられない、感染者が出た場合の対応、利用者工賃補填など)や感染者に対する偏見・差別など、障害者差別に近いものがあると感じた。次期プランには、項目はわからないが、医療と福祉との連携や共生社会づくりの項などで触れていく必要があるのではないか。</p>	御意見を踏まえ、次期プランの策定に取り組んでまいります